

## 松江市交通局 広告の掲載及び放送基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松江市交通局（以下「交通局」という。）における広告の掲載及び放送についての基準を定める。

(対象)

第2条 この基準において、対象となる広告媒体は、次のとおりとする。

- ① 印刷物
- ② 乗合事業用車両の車体及び車内
- ③ 乗合事業の車内放送
- ④ 停留所等の構築物等
- ⑤ 交通局ホームページ

(広告の基本原則)

第3条 広告について、松江市屋外広告物条例を遵守し、広告主の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るため、次の基本原則を定める。

- ① 公正で真実であること。
- ② 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- ③ 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- ④ 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- ⑤ 関係法規と社会秩序を守るものであること。

(広告内容の制限)

第4条 広告については、前条に定める基本原則に基づき、次に掲げるものは掲載又は放送しない。

- ① 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
  - ② 意見広告及び名刺広告に類するもの
  - ③ 商品先物取引及び貸金業に類するもの
  - ④ 求人広告及びこれに類するもの
  - ⑤ 公序良俗に反するもの
  - ⑥ その他広告として適当でないと交通局長が判定したもの
- 2 交通局ホームページにおける広告については、前項の規定による制限に加え、別途交通局長が定める「松江市交通局ホームページ広告掲載基準」に沿ったものでなければ掲載しない。
- 3 交通局ラッピングバス広告については、第1項の規定による制限に加え、別途交通局長が定める「松江市交通局ラッピングバス広告掲載基準」に沿ったものでなければ掲載できない。

(広告依頼主の制限)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者から依頼される広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの（但し、同法第2条第1項第2号及び第4号から第8号に掲げる営業に該当するものは除く。）
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び指定暴力団等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。（松江市暴力団排除条例（平成25年3月18日条例第14号）第13条に規定する松江市が行う調達契約等からの暴力団排除措置要項（平成25年3月18日松江市告示第53号）第3条に規定するもの。）
- (4) 興信所、探偵事務所等
- (5) たばこ製造及び販売事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラスティック、エステティック等）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き中又は、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者
- (8) 各種法令・例規等に違反している事業者、又は行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 市税等の滞納がある事業者

2 前項の規定は広告依頼主が依頼した広告主についても適用するものとする。

(広告の料金等)

第6条 広告の種類、掲出期間、料金等は、別表に定める。ただし、交通局長は、交通局又は他の交通事業者の事業に関する広告で公共上又は営業上特に必要と認めるものについては、広告の料金を無料にすることができる。

2 前項に掲げるもののほか、交通局長が特に必要と認める場合においては、広告の料金を減額あるいは免除することができる。

(広告の承認等)

第7条 広告依頼主は、交通局と広告について契約を締結している事業者（以下「広告代理事業者」という。）を通して、広告の内容を交通局に提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の審査は、次に掲げるものを構成員とする広告審査会において行う。

- ① 交通局次長
- ② 交通局運輸課長
- ③ 交通局総務課長
- ④ 歴史まちづくり部まちづくり文化財課長
- ⑤ その他交通局長が特に必要と認めたもの

3 交通局長は、前項の審査結果に基づき、相当と認めるものについて承認するものとする。

4 広告の掲載及び放送の不承認の通知については、広告代理事業者が誠意をもって広告依頼主に通知するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、交通局長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成17年3月31日から施行する。

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年11月1日から施行する。

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月11日から施行する。

この基準は、平成21年1月20日から施行する。

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年12月13日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。